

令和3年第20回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年12月1日(水) 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第88号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P.1

議案第89号 選挙人名簿に登録する者について . . . P.3

議案第90号 在外選挙人名簿に登録する者について . . . P.7

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P.9

議案第88号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 444 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 119 人 |
| | 市外転出者 | 325 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

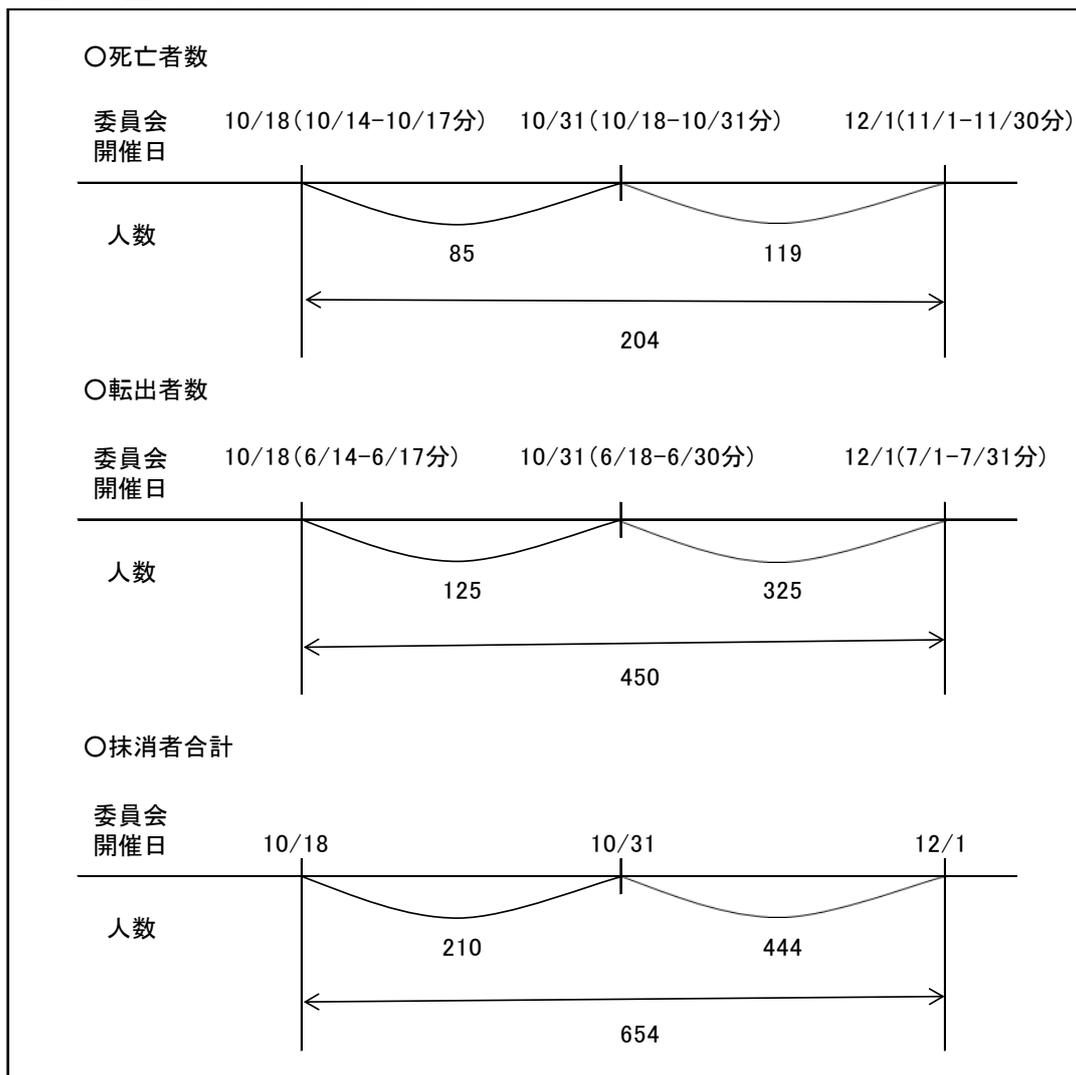
(参 考)

- 1 死亡者
令和3年11月1日から令和3年11月30日までに、区長から通知を受けた死亡者
- 2 転出者
令和3年7月1日から令和3年7月31日までに、市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	55	64	119
転出	185	140	325
誤載	0	0	0
合計	240	204	444

10/18選挙時登録日以降の抹消者数



議案第89号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年12月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 750人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和3年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和3年12月1日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

区分		男女別		計
		男	女	
令和3年10月18日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		83,032	96,392	179,424
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 104	▲ 100	▲ 204
	(イ) 転出	▲ 264	▲ 186	▲ 450
	(ウ) 在外移転	0	0	0
	(エ) 誤載	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	▲ 368	▲ 286	▲ 654
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		206	220	426
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 218	▲ 239	▲ 457
今回(令和3年12月1日) 追加登録者数 (h)		388	362	750
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		83,040	96,449	179,489
備考 ((a)との増減)		8	57	65

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R2.12.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R3.12.1	順位	R2.12.1	順位			
1	西新第一	6,275	9	6,237	9	38	14	100.61%
2	西新第二	8,689	2	8,217	2	472	1	105.74%
3	高取第一	7,145	3	7,003	3	142	2	102.03%
4	高取第二	6,978	4	6,981	4	▲ 3	28	99.96%
5	百道浜	6,206	10	6,174	10	32	15	100.52%
6	百道	6,686	6	6,603	6	83	4	101.26%
7	室見第一	5,433	13	5,408	13	25	16	100.46%
8	室見第二	4,340	21	4,281	21	59	6	101.38%
9	原第一	3,643	27	3,684	27	▲ 41	34	98.89%
10	原第二	5,136	15	5,148	14	▲ 12	30	99.77%
11	大原	3,863	26	3,777	26	86	3	102.28%
12	原団地	3,056	33	3,134	32	▲ 78	38	97.51%
13	原北	6,456	7	6,410	8	46	12	100.72%
14	室見団地	2,246	36	2,318	36	▲ 72	37	96.89%
15	小田部	5,183	14	5,136	15	47	11	100.92%
16	有住	4,001	24	3,926	25	75	5	101.91%
17	有田第一	4,920	17	4,903	17	17	21	100.35%
18	有田第二	4,544	20	4,525	20	19	19	100.42%
19	賀茂	5,689	12	5,667	12	22	17	100.39%
20	原西第一	4,984	16	4,928	16	56	7	101.14%
21	原西第二	4,275	22	4,222	22	53	8	101.26%
22	飯原第一	3,169	30	3,119	33	50	10	101.60%
23	飯原第二	2,613	35	2,620	35	▲ 7	29	99.73%
24	飯倉中央	4,755	18	4,702	18	53	8	101.13%
25	飯倉	3,959	25	3,945	24	14	24	100.35%
26	千隈	3,227	29	3,211	29	16	23	100.50%
27	星の原	3,595	28	3,652	28	▲ 57	36	98.44%
28	田隈	6,778	5	6,829	5	▲ 51	35	99.25%
29	田村	8,693	1	8,676	1	17	21	100.20%
30	野芥第一	4,073	23	4,055	23	18	20	100.44%
31	野芥第二	3,168	31	3,158	30	10	26	100.32%
32	野芥第三	2,814	34	2,794	34	20	18	100.72%
33	四箇田	6,085	11	6,045	11	40	13	100.66%
34	入部	6,425	8	6,425	7	0	27	100.00%
35	早良	3,124	32	3,137	31	▲ 13	31	99.59%
36	脇山	1,936	37	1,950	37	▲ 14	32	99.28%
37	内野	4,673	19	4,659	19	14	24	100.30%
38	石釜	654	38	671	38	▲ 17	33	97.47%
合計		179,489		178,330		1,159		100.65%

※脇山投票区の名簿登録者数は旧板屋投票区の名簿登録者数を含む。

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R3.9.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人、位、%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R3.12.1	順位	R3.9.1	順位			
1	西新第一	6,275	9	6,241	9	34	6	100.54%
2	西新第二	8,689	2	8,621	2	68	2	100.79%
3	高取第一	7,145	3	7,066	3	79	1	101.12%
4	高取第二	6,978	4	6,959	4	19	11	100.27%
5	百道浜	6,206	10	6,166	10	40	4	100.65%
6	百道	6,686	6	6,678	6	8	17	100.12%
7	室見第一	5,433	13	5,431	13	2	20	100.04%
8	室見第二	4,340	21	4,361	21	▲ 21	35	99.52%
9	原第一	3,643	27	3,622	28	21	9	100.58%
10	原第二	5,136	15	5,134	15	2	20	100.04%
11	大原	3,863	26	3,817	26	46	3	101.21%
12	原団地	3,056	33	3,044	33	12	15	100.39%
13	原北	6,456	7	6,462	7	▲ 6	27	99.91%
14	室見団地	2,246	36	2,250	36	▲ 4	26	99.82%
15	小田部	5,183	14	5,164	14	19	11	100.37%
16	有住	4,001	24	3,988	24	13	14	100.33%
17	有田第一	4,920	17	4,928	17	▲ 8	28	99.84%
18	有田第二	4,544	20	4,524	20	20	10	100.44%
19	賀茂	5,689	12	5,718	12	▲ 29	36	99.49%
20	原西第一	4,984	16	5,029	16	▲ 45	37	99.11%
21	原西第二	4,275	22	4,283	22	▲ 8	28	99.81%
22	飯原第一	3,169	30	3,185	30	▲ 16	33	99.50%
23	飯原第二	2,613	35	2,612	35	1	22	100.04%
24	飯倉中央	4,755	18	4,733	18	22	8	100.46%
25	飯倉	3,959	25	3,960	25	▲ 1	23	99.97%
26	千隈	3,227	29	3,222	29	5	18	100.16%
27	星の原	3,595	28	3,642	27	▲ 47	38	98.71%
28	田隈	6,778	5	6,767	5	11	16	100.16%
29	田村	8,693	1	8,664	1	29	7	100.33%
30	野芥第一	4,073	23	4,054	23	19	11	100.47%
31	野芥第二	3,168	31	3,169	31	▲ 1	23	99.97%
32	野芥第三	2,814	34	2,824	34	▲ 10	31	99.65%
33	四箇田	6,085	11	6,050	11	35	5	100.58%
34	入部	6,425	8	6,440	8	▲ 15	32	99.77%
35	早良	3,124	32	3,133	32	▲ 9	30	99.71%
36	脇山	1,936	37	1,932	37	4	19	100.21%
37	内野	4,673	19	4,693	19	▲ 20	34	99.57%
38	石釜	654	38	656	38	▲ 2	25	99.70%
	合計	179,489		179,222		267		100.15%

議案第 90 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を，次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 登録する者の数 2人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和3年12月1日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R3.11.19現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.12.1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	41	1	0	0	0	1	42
女	73	1	0	0	0	1	74
計	114	2	0	0	0	2	116

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
(令和4年) 第1回	定例	1月20日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室
(令和4年) 第2回	定例	2月18日(金)	午前10時	
(令和4年) 第3回	定例	3月1日(火)	午前10時	